

ユネスコスクール交流会企画運営委託業務 募集要領

1 委託業務の趣旨

ユネスコスクールは継続的な活動がユネスコから義務付けられており、今後も地域の ESD（持続可能な開発のための教育）推進の拠点として発展していくためにも、ユネスコスクールの支援が求められている。本事業はそのために、ユネスコスクール間の交流によりユネスコスクールの活動をより充実したものとするとともに、ネットワークを構築し、ESD 推進拠点としてのユネスコスクールの活性化を図るものである。

2 委託業務名

ユネスコスクール交流会企画運営委託業務

3 業務の内容

- (1) ユネスコスクール交流会の実施
- (2) ユネスコスクール活動事例集の作成及び（データ）配付

4 委託業務の明細

別添「ユネスコスクール交流会企画運営委託業務仕様書」の内容のとおり。

5 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、事業の実施・運営に際し、委託者や会場管理者、他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (8) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

(9) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、定めることとする。

6 契約条件

(1) 委託金額限度額

1,999,000円（消費税及び地方消費税込み）

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

(3) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

7 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 「令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、次の全ての項目が登録されていること。

・取扱内容（小分類）「催事」のうち（細分類）「イベント企画」、「会場設営」

(2) 過去5年間において、シンポジウム等のイベントを主催又は業務受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(4) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を持つものであること。

(6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 財政基盤が健全に確立されていること。

(9) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(10) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また、6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

(11) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。

(12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(3)、(4)、(7)、(9)、(11)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が、応募資格(1)、(2)、(5)、(6)、(8)、(10)

の要件を満たす者であること。

8 説明会の開催

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和8年4月15日(水) 午前10時30分から

(2) 実施場所

愛知県教育委員会あいちの学び推進課 相談室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 西庁舎9階

(3) 参加申込方法

参加希望者は、令和8年4月17日(金)午後3時までに電子メールにより連絡すること。

電子メール：aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp

※ タイトルは「ユネスコスクール交流会企画運営委託業務説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名(1社2名までとする)、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。

(注) 出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

9 応募方法等

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出する。なお、提出期限までに提出のない場合は、企画提案への参加は不可とする。

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式1) 1部

(イ) 企画提案書(様式2) 10部

(社名や、社名が推測できるような記述はしないこと)

(ウ) 過去に実施した類似業務の成果物(任意)

イ 提出方法

持参もしくは郵送とする。ただし、郵送の場合、提出先に期限までに確実に到着すること。

ウ 提出期限

令和8年5月7日(木)午後5時(必着)

エ 提出先

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 西庁舎9階
愛知県教育委員会あいちの学び推進課 家庭教育・地域連携支援グループ
電話 052-954-6780 (ダイヤルイン)

(2) 企画提案書類作成上の注意

- ア 用紙サイズは、A4縦（横書き、要ページ番号）、30ページ以内とする。
- イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。
- ウ 企画提案は1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体）あたり、1案とする。
- エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(3) 応募に関する問合せ先

問合せは、原則、電子メールで行うこと。

件名を「ユネスコスクール交流会企画運営委託業務公募問合せ」とし、本文に質問事項及び質問内容を記載して、令和8年4月22日（水）午後5時までに送信すること。

なお、問合せの回答については、令和8年4月24日（金）午後5時までに愛知県教育委員会あいちの学び推進課Webページにて回答する。個別には回答しない。

10 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（1）から（4）の内容について記述すること。

(1) 交流会、活動事例集の企画

ア 全体計画の骨子案

- ・事業の目的を達成するためのコンセプト
- ・事業全体に係る総合的な事業実施計画等

イ 交流会に関する基本方針

- ・ユネスコスクールの交流に資する効果的な内容とすること。
- ・学校の参加を得られるような配慮とともに、実現可能な内容であること。

ウ 活動事例集に関する基本方針

- ・今後の活動意欲を高めるとともに、ユネスコスクール以外の学校にも啓発となる魅力的な内容とすること。

エ ユネスコスクールのネットワークづくり、業務の波及効果、発展性に関する提案

- ・ユネスコスクールのネットワークづくりを具体的に記述すること。
- ・ESDについて普及啓発し、持続可能な地域づくりにつながるような、波及効果の高い企画内容を具体的に記述すること。

(2) 事業の受託実績

過去5年間（令和3年度～令和7年度）に主催又は企画運営を受託した参加者150人程度以上のシンポジウム等の実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

(3) 事業実施体制及びスタッフの業務経歴

事業を受託した場合の業務を実施する体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

(4) 概算費用

事業の実施に係る概算費用（見積額）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

＜応募が1案の場合＞

提出された企画提案書及び審査委員による質問に対して提案者からの回答をもとに書面審査を行う。

＜応募が複数案の場合＞

委託者が設置する企画提案審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行い選定する。応募多数の場合は、プレゼンテーションの前に、書面審査による1次審査を行うことがある。その場合、1次審査の結果は、確定後、速やかに提案者全員に文書で通知する。

ア 開催日

令和8年5月15日（金）午前10時

イ 場所

愛知県教育委員会あいちの学び推進課 相談室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 西庁舎9階

ウ 資料

プレゼンテーションの資料は、企画提案書のみとし、追加資料は認めない。

いずれの場合も、審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。なお、また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

(3) 契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(4) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。

オ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(5) 評価項目

評価項目は概ね以下のとおりとする。提案書の作成にあたり参考とすること。

評価項目		評価基準
1	事業計画のコンセプト	① ユネスコスクール及び本業務の趣旨を的確に把握・理解したコンセプトの提案がされているか。
2	交流会に関する基本方針	② ユネスコスクールの交流に資する企画となっているか。参加者にとって魅力的な企画が提案されているか。
	実現可能性	③ 学校の参加を得られるような配慮がされているか。計画（内容、会場等）に無理はないか。
3	活動事例集に関する基本方針	④ 今後の活動意欲を高めるとともに、ユネスコスクール以外の学校にも啓発となる魅力的な内容となっているか。
4	ユネスコスクールのネットワークづくりにつながる企画	⑤ ユネスコスクールのネットワークづくりにつながる独自の提案があるか。
5	業務の波及効果、発展性	⑥ ESDについて普及啓発し、持続可能な地域づくりにつながるような、波及効果の高い魅力的な企画内容となっているか。
6	実施体制・業務実績・社会的取組	<p>⑦ 安全・安心・確実に事業を遂行できる組織体制、人員配置が整っているか。また、過去5年間の類似業務の実績で優れたものはあるか。</p> <p>⑧ 子育てしやすい職場環境づくりなど、ライフ・ワーク・バランスの推進を図るため、県が募集している「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への登録、県あいちの学び推進課が募集している「あいちっこ家庭教育応援企業」への賛同、「くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定」、あるいは「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定を受けているか。</p> <p>⑨ 環境に配慮した事業活動として、組織の環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれか）の認証を取得しているか。</p> <p>⑩ 障害者等への就業支援として、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者法定雇用率を達成しているか。</p> <p>⑪ 男女共同参画社会の形成として、「あいち女性輝きカンパニー」、「女性の活躍促進宣言」あるいは「えるぼし認定・プラチナえるぼし認定」を提出しているか。</p>

12 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。
- (2) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

13 連絡・問合せ先

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 西庁舎9階

愛知県教育委員会あいちの学び推進課 家庭教育・地域連携支援グループ

担 当 岡崎

電 話 052-954-6780 (ダイヤルイン)

電子メール aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp